

## 「権利のための闘争」

ルドルフ・フォン・イエーリング(著)小林孝輔・広沢民生(訳)

日本評論社 1978年11月20日刊

先ごろ成立した安倍晋三内閣は憲法改正を主要な政治目標として掲げている。その理由として現行憲法は終戦後占領軍によって制定されたものであって、自主的に制定されたものではないこと、国際環境の変化に応じて集団的自衛権の行使を認めるべきであること等を挙げている。一方、護憲派は、戦争という国民生活にとって最悪の政策を易々と許してしまった旧憲法下での軍国主義に対する反省にたって、紛争解決の手段としての戦争を完全に放棄した現行憲法は、戦後の国民の総意を反映したものであって、占領軍によって強制されたものと解釈すべきではないという考え方に基づいている。憲法改正ということが今ほど現実味を持って語られるようになったのは戦後初めてのことである。

今回紹介したいのは、「法の目標は平和であり、それに達する手段は闘争である」という有名な書き出しで始まるイエーリングの主著である。1872年に書かれた本書は「不法な侵害に対する自己の権利の防衛闘争は、権利者自身に対する義務であると同時に、政治、国家をよくするための社会への義務である」と要約されている。イエーリングの法思想は功利主義に基づきながらも、個人主義ではなく、社会的利益を優先するものである。著者は「権利者が法から受けた利益を、そっくりその法にお返しするような交互作用に置き代えること」を主張しているのである。

日本の立法は、官僚が法案を作って、国会で政治家が審議して可決するというのが一般的なパターンであり、「権利のための闘争」を通して国民が主体的に立法をするといった考え方はほとんど取られてこなかった。しかし、今回の憲法改正に関しては、改憲論者も護憲論者も真っ向からその権利のための闘争を展開し、誰一人として無関心ではいられないように国民の意識を高め、今どのような権利を守る必要があり、どのような憲法条項含めるべきかを徹底的に議論しつつして欲しいと思う。その際、本書の随所に込められた権利闘争論は大いに参考になるはずである。

ところで、本書は本欄の7月29日号で取り上げたシェイクスピアの『ヴェニスの商人』の中で描かれているユダヤ人金貸しシャイロックに対する裁判の不当性を指摘している点でも有名である。すなわち、「裁判官が証書をいったん有効と認めたのに、あとになって、判決を実現する際に卑劣な詭計を策して証書を再び無効にするようなことは許されないことであった」と主張している。評者はこのような評価を下す著者の法精神の健全性を高く評価している。